

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年10月7日
【報告者の名称】	株式会社島忠
【報告者の所在地】	埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目3番32号
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目3番32号
【電話番号】	048(851)7711(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 折本 和也
【縦覧に供する場所】	株式会社島忠 (埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目3番32号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載が無い限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年10月5日付で提出致しました意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の10第8項において準用する同法第27条の8第1項に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

表紙

報告者の所在地
最寄りの連絡場所
(注10)

- 3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由
本公開買付けの概要

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

【表紙】

(訂正前)

(前略)

【報告者の所在地】 埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目3番32号

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目3番32号

(中略)

(注10) 本書中の記載には、「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はそのほかの要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

【報告者の所在地】 埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目3番32号

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目3番32号

(中略)

(注10) 本書中の記載には、「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

(後略)

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

公開買付者と当社は、2020年10月2日、対等の精神に則り、本経営統合を実現するとともに、本経営統合後の公開買付者グループと当社との間の業務提携その他の事業運営や当社の経営体制等を定め、もって本経営統合後の当社を含む公開買付者グループの企業価値を最大化させることを目的として、本統合契約を締結しました(本統合契約の内容については、下記「(7) 当社の株主による本公開買付けへの応募その他本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)。

(後略)

(訂正後)

公開買付者と当社は、2020年10月2日、対等の精神に則り、公開買付者と当社との間の経営統合(以下「本経営統合」といいます。)を実現するとともに、本経営統合後の公開買付者グループと当社との間の業務提携その他の事業運営や当社の経営体制等を定め、もって本経営統合後の当社を含む公開買付者グループの企業価値を最大化させることを目的として、本経営統合に係る経営統合契約(以下「本統合契約」といいます。)を締結しました(本統合契約の内容については、下記「(7) 当社の株主による本公開買付けへの応募その他本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)。

(後略)

以 上